

難病法（54）公費・小児慢性特定疾患（52）登録方法（医療保険）

【登録画面】《利用者情報》医療保険タブの公費



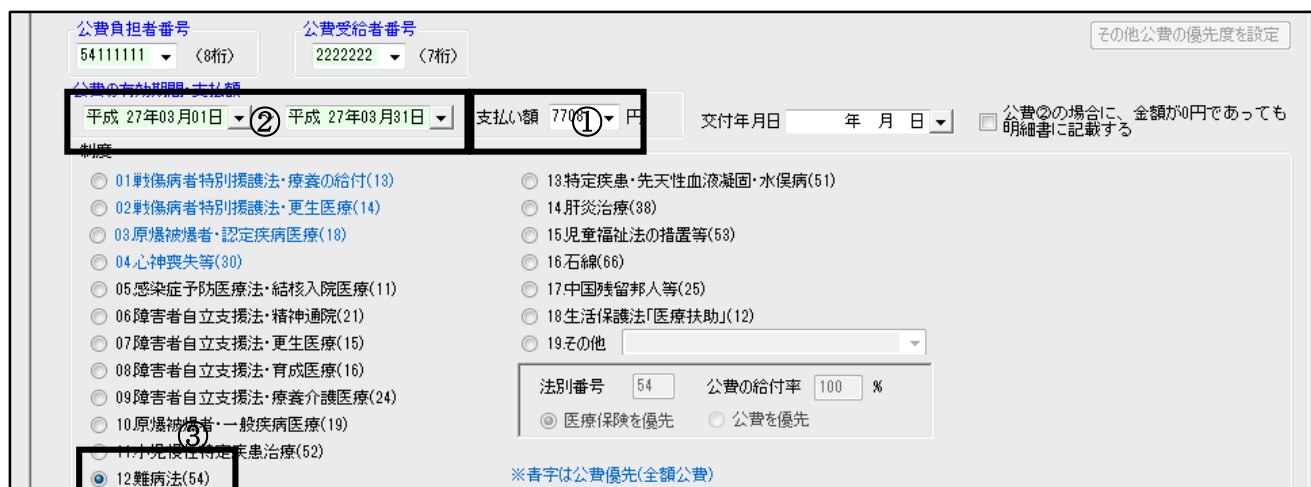
新たに制度 12 に難病法を追加しました。

既存の 51 特定疾患制度には今後も（スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎）の 3 疾患が残るため自動更新（51 を 54 への上書きなど）は行いません。新たに受給者証が発行されているので新規登録を行います。

既存の 51 特定疾患制度の有効期間終了日は必ず平成 26 年 12 月 31 日になっているかご確認ください。

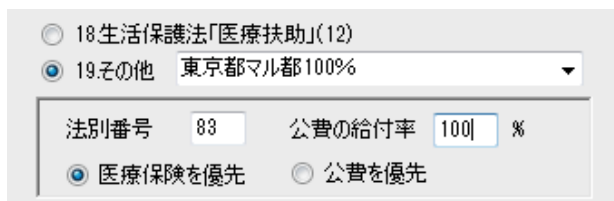
制度が異なるため、期間が重複すると 51 特定疾患と 54 難病法の両方が適用されてしまいます。

【登録方法】



① 難病法（54）の登録の場合は制度 12、小児慢性特定疾患（52）は制度 11 を選択します。

東京都公費 マル都 83 の登録の場合は 制度 19 その他 を選択し公費を登録します。



POINT !

登録する公費名称はレセプトには反映されません。事業所様でわかりやすい名称をお決めください。公費の給付率は制度により異なります。ご確認の上ご登録ください。

例) 東京都公費

マル都 83 公費給付率を 100% で登録

② 公費の有効期間は支払い額を管理するため1ヶ月毎に登録します。

※実際の有効期間ではありません。ご注意ください。

③ 月末に窓口支払い額がわかり次第、支払い額に登録します。

※月の自己負担限度額（上限）ではなく、実際に窓口で発生する金額に登録します。

■本人自己負担が額発生しない場合

公費の有効期間・支払額
平成 27年01月01日 ~ 平成 27年01月31日 支払い額 0 円

支払い額は0円と登録します。（自動で0円となる為登録は不要です。）

■本人自己負担額が発生する場合

公費の有効期間・支払額
平成 27年02月01日 ~ 平成 27年02月28日 支払い額 800 円

その月に実際に利用者請求する金額に登録します。

【 支払い額に登録する金額について 】

(1) 当月の利用者請求で発生する金額を確認します。

※以下の公費が第一公費となる場合に限り、その他の公費併用時にご不明な際は
お手数ですがお問い合わせください。

・ 難病法 54 及び東京都公費 マル都 83 の場合

9割保険給付→総額の1割

8割及び7割保険給付→総額の2割

・ 小児慢性特定疾患（52）の場合

総額の2割

(2) (1) で確認した金額と自己負担上限管理表の残金（事業所で利用できる金額）を比べます。

(1) の金額よりも自己負担上限管理表の残金が少ない場合

自己負担上限管理表の金額を登録します。（10円単位）

(1) の金額と自己負担上限管理表の残金と同じまたは多い場合

(1) で計算した金額を登録します。

（一円単位 ※計算した金額を四捨五入せずそのまま登録）

■レセプト記載について■

レセプトの公費の負担金額の欄には、基本的に公費の支払い額に登録した金額が反映されます。

公費の負担金額欄については、ケースにより実際の支払い金額以外の金額を記載することもあるようですので
事業所様で新たに改正されました記載要領を必ずご確認の上ご請求ください。

④ レセプト特記事項欄の所得区分を確認します。

H27年1月より療養費明細書の特記に記載する所得区分が細分化されました。

平成26年12月31日まで：17 上位、18 一般、19 低所

平成27年1月1日から：26 区ア、27 区イ、28 区ウ、29 区エ、30 区オ

平成27年1月以降の月間個人予定・月間個人実績画面「療養費明細書情報」は26区ア～30区オが追加されています。1月スケジュールを前月から複写で作成した場合は、必ず特記を確認し、必要に応じて修正を行ってください。

▼月間個人予定・月間個人実績画面 [明細] クリックし特記を確認